

## パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

### 「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

| No. | 意見の概要  | 市の考え方   | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 1   | <p>身体・精神・療育手帳保持者等、障害福祉サービスの要支援者に対し、実際の利用者の割合や不足状況を示して、今後のインフラ整備を示している点は説得力がある。この計画通り基盤整備が進められた場合、事業者の人材不足、サービスの質の低下、要支援の障害者に提供されるサービスや給付に不公平さが生まれるのではないかと。また、事業者により第三者機関による監査・抜き打ち調査を実施してはどうか。</p> <p>人材不足などに関する同様意見 他2件</p> | <p>和光市では、平成27年度より埼玉県から障害福祉サービス事業者等の指定について権限移譲を受けています。そのため、市内事業者については定期的に集団指導及び個別指導を行い、サービス提供の状況等を確認しています。今後も基準に基づいたサービスが提供できるよう事業者に対して指導を継続して行い、第三者機関による調査等の検討をします。</p> <p>P.111グラウンドデザイン前文に人材確保、人材育成についての文言を追加します。</p> | ○  |
| 2   | <p>人材不足が見込まれる人材登用について、軽度障害者等の市内雇用を促進し、就労支援を行ってほしい。</p>   | <p>P.49「就労支援機能の強化」に記載しているとおり、市内企業からの積極的確保に努めていきます。</p>  | △  |
| 3   | <p>ニーズ調査から当事者が実際に受けているサービスの内容に満足しているのか、いないのかが見えてこない。当事者の意思が尊重されたサービスが提供されているのか、されていないのであればどういった問題があるのか把握できるようなニーズ調査を行っているのか。</p>   | <p>障害者一人ひとりの状態像を把握し、和光市障害者計画及び障害福祉計画の進捗、基盤整備の基礎資料とするためにニーズ調査を実施しています。ニーズ調査については、その都度、質問項目を作成していますので、利用者の生活課題がより把握できるように努めていきます。</p>   | □  |
| 4   | <p>P.48福祉教育の充実について、車椅子体験やガイドヘルプ体験の障害体験は実施されているが、他の障害への理解促進がされていないのではないかと。</p>  | <p>車椅子体験やガイドヘルプ体験等を継続して行い、その他、様々な障害特性を理解促進できるような体験を検討していきます。</p>  | △  |
| 5   | <p>あいサポーターについて、鳥取県では障害を理解する運動として機能しているが、和光市では和光市にあったサポーター作りが必要ではないかと。なぜ、サポーターを推進するのか、目的が見えない。</p>  | <p>あいサポート運動とは、障害のある方が暮らしやすい地域社会をみんなで作っていこうと、平成21年に鳥取県から全国展開された運動です。市としては、この運動を通して、多くの市民の方に様々な障害特性の理解に努めていただき、障害のある方に温かく接し、困っている時に「ちょっとした手助け」を行っていただく「あいサポーター」を広げていきます。また、市としてのサポーターの活用方法について検討していきます。</p>               | △  |

| No. | 意見の概要  | 市の考え方   |   |
|-----|--|---|---|
| 6   | 障害者差別解消法の推進について、平成28年4月に施行され、同年7月に相模原市で事件が起こったが、そういった事件を教訓に障害者差別解消法の推進の重要性を市内だけでなく広く周知する場を実施すべきでないのか。「DET・障害平等研修」を実施してほしい。 | 障害者差別解消法の推進について、埼玉県と共催しての説明会や和光市での事業者連絡会などを通して、広く周知できるように検討していきます。  | △ |
| 7   | 自立支援協議会のあり方について、本来の目的である事例から地域の課題を見つけ解決するための協議を丁寧に行えるように見直してほしい。委員の構成や専門部会の機能や会議のあり方を見直し、効果的な運営をお願いしたい。                    | 和光市自立支援協議会は、「和光市自立支援協議会設置及び運営要綱」に示しているとおり、地域の障害福祉に係るシステムづくりの中核的な役割を果たすために設置しています。今後の運営について、より協議会が効果的に機能化できるよう努めていきます。   | □ |
| 8   | 社会参加支援事業について、「チャレンジスポーツ大会」や「合同展示会」など、年1回のイベント開催を社会参加と捉えるのは不十分ではないか。常に社会参加できる環境を整えてほしい。                                     | P.92に記載のある社会参加支援事業は、障害者の生活の質の向上や仲間づくり、自己実現をサポートするために、スポーツや文化活動に参加できる体制を整備することを掲げています。「チャレンジスポーツ大会」「合同展示会」は現在継続して行っている活動の一例になりますので、その他、P.46記載の通所施設の整備やP.49記載の就労支援機能の強化等で社会参加できる環境を整えていきます。 | △ |
| 9   | 若年性認知症や高次脳機能障害などが疑われる方への早期発見・早期対応によって、精神障害としての診断につなげ、障害福祉サービスの対象として浮かび上がらせていく体制を作っていくことを計画に記してほしい。                         | P.45に高次脳機能障害等を含めた早期発見・早期対応の文言を追記します。  | ○ |
| 10  | P.87意思疎通支援事業について、支援対象に高次脳機能障害も含まれること、入院中も利用できることを明記してほしい。  | 「地域生活支援事業実施要綱」を踏まえ、P.87の事業内容に「高次脳機能」の文言を追記します。  | ○ |
| 11  | 高次脳機能障害の方への支援について、高次脳機能障害支援モデル事業の成果などを活用しながら、医療から社会復帰まで多機関が連携して支援していく体制を整備していくように明記してほしい。                                  | P.51「4 地域包括ケアを念頭ににおいた共生型地域の実現」やP.38「和光市の地域包括ケアの概念図」などで障害者及びその家族を障害種別で限定することなく、多機関が連携して包括的に支援を行う体制を明記しています。  | △ |

| No. | 意見の概要  | 市の考え方  |   |
|-----|--|--|---|
| 12  | P.60、61「自立訓練」について、障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いので、対象障害を限定しないように明記してほしい。 | P.60、61において改正省令の告示日を確認し、対応する文言を追記します。  | ◎ |
| 13  | P.74「障害児支援」について、小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を明記してほしい。                     | 第5章では、「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づく障害福祉サービスを明記しています。P.74以降の「障害児支援」についても、高次脳機能障害も含むと解しています。 | △ |
| 14  | 高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人、ご家族の方などが利用できる施策を記してほしい。                  | 地域包括ケアの中で個々にあわせて、緊急通報システム等のサービスを組み合わせ対応していきます。                                     | △ |